

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成29年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区 分	H 2 9	H 2 8	H 2 7	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率	—	—	—	15.00%	20.00%
	連結実質赤字比率	—	—	—	20.00%	30.00%
	実質公債費比率	8.7%	8.6%	9.3%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	41.4%	38.7%	41.9%	350.0%	(基準なし)
資金不足比率	区 分	H 2 9	H 2 8	H 2 7	経営健全化基準	備考
	水道特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	公共下水道事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	合併浄化槽事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

※資金不足比率がない会計は「—（該当なし）」で表示しています。

藤里町臨時的任用職員 林業巡視員(地域林政アドバイザー)募集

【募集人員】若干名

【応募資格】・原則として、藤里町在住の方 ・普通自動車免許をお持ちの方
・簡単なパソコン操作が出来る方 ・満60歳未満の方

【勤務場所】藤里町役場 農林課

【勤務内容】林業巡視（地域林政アドバイザー）

- ・伐採や造林の指導、森林計画の認定支援業務
- ・町有林の経営計画作成及び実行、管理業務
- ・林地境界の明確化活動支援業務
- ・林地台帳及び森林GISシステムの整備業務
- ・作業路網の計画策定及び整備業務
- ・その他林務行政の推進に資する業務

【勤務期間】1月4日から3カ月未満（勤務状態・状況に応じて任用の更新あり）

【勤務時間】午前8時30分～午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までには昼休み休憩）

【採用条件】・賃 金：日額 8,800円

・通勤手当：町の規定により支給します。

・休 日：毎週土・日曜日、国民の祝日、年末年始

・有給休暇：町の規定による

・そ の 他：社会保険、雇用保険を適用

・特記事項：任用期間中は地方公務員法の適用を受けることとなります。

【募集期間】10月29日(月)から11月16日(金)午後5時まで

【申込方法】履歴書を持って藤里町役場農林課までお申し込みください。

（履歴書は市販のものを利用してください。用紙サイズの指定はありません。）

【面接等】11月26日(月)～30日(金)に行う予定ですが、詳細については申込後連絡いたします。

【採用発表】可否に関わらず、決定後直ちに受験者に対し、直接通知します。

【お問い合わせ先】藤里町農林課 林業振興係 ☎79-2114